

新型コロナウイルス感染症勤務・服務について（県教委通知より）

臨時休業 4月5日(日)まで（4月6日(月)から再開）

勤務の取扱い（県教委通知より）

|   | 職員の状況  | 勤務（休暇）の扱い  |
|---|--|--|
| ① | 発熱（37.5℃以上）等の風邪の症状がある  | 回復するまで自宅療養<br>・出勤困難休暇、私傷病休暇                              |
| ② | 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている<br>（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている、妊婦は2日以上）<br>強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある | 回復するまで自宅療養<br>・出勤困難休暇、私傷病休暇<br>（同居親族等が左記の症状がある場合は出勤困難休暇） |
| ③ | 濃厚接触者となる可能性がある<br>濃厚接触者として特定された  | 症状がない<br>・自宅勤務、年次休暇<br>症状あり<br>・出勤困難休暇、私傷病休暇             |
| ④ | 感染した   | 私傷病休暇  |
| ⑤ | 臨時休業、学年閉鎖、学級閉鎖（保育園等の臨時休園等含む）により、子の監護を行う必要がある場合   | 出勤困難休暇   |

①②③（症状あり）については出勤困難休暇で対応（私傷病休暇が使えないわけではないため記載）

③（症状なし）自宅勤務で対応（年次休暇をとれないわけではないため記載）

④の私傷病休暇については職専免対応を求め地公労で申し入れ済み（国は職専免で対等）

感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応

生徒

|   | 状況    | 対応                       |
|---|-------|--------------------------|
| ① | 感染者   | 出席停止（治癒するまで）             |
| ② | 濃厚接触者 | 出席停止（感染者と最後に濃厚接触してから2週間） |

学校

|   | 発生       | 措置の範囲 |                               |
|---|----------|-------|-------------------------------|
| ① | 学級に1人    | 学級閉鎖  | 1週間を目安とする。                    |
| ② | 1学年に複数学級 | 学年閉鎖  | ※臨時休業期間を含む2週間程度は、学校全体で経過観察を行う |
| ③ | 複数学年     | 臨時休業  |                               |

## 学校における感染症対策

- 朝の段階で、家庭で測定した体温の結果や風邪症状の確認を行う
- 発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒については自宅で休養させる  
（「校長が出席しなくてもよいと認めた日」の扱いとなる）
- 手洗いや咳エチケット（マスク着用等）を徹底する
- 家庭において毎朝の検温及び健康状態の確認を依頼

## 授業時

教室等の換気の徹底

飛沫飛ばさないよう、咳エチケットの励行を図る

体育授業実施上の留意事項

- 3条件（密閉空間、手の届く距離に多くの人がいる、近距離での会話）を避ける
- 運動については強度を段階的に上げると指導を工夫（臨時休業期間が長かったことを踏まえ）
- 当分の間、屋外での授業を中心に実施
- 風邪等の症状がある生徒及び教員は授業に参加させない
- 活動場所や更衣室については、使用後に清掃を行うなど環境衛生を良好に保つ

## 学校行事

狭い空間に多くの生徒、教職員が集まる行事等については、実施の必要性を検討

（校内放送の利用の検討含む）

入学式等の実施については卒業式対応と同様

## 部活動

- 3条件を避ける
- 4月12日までは通常の活動場所での活動、軽負荷の内容で実施
- 県内練習試合は4月13日(月)以降可 泊を伴う合宿、遠征は当面不可
- 県外遠征、練習試合は当面中止
- 高齢者施設や病院等での演奏や活動は当面中止
- 風邪等の症状がある生徒及び教員は授業に参加させない